

令和8年1月15日
四万十町役場十和地域振興局町民生活課

四万十町十和高齢者施設に関する条例・規則の一部改正に関する意見公募

四万十町十和高齢者施設の運営見直しのため、四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例および同管理規則の一部改正を行いますので、町民の皆さまからのご意見を募集します。

1 意見募集案件

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部改正について

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス管理規則の一部改正について

2 意見募集期間

令和8年1月15日(木)～2月5日(木)

3 資料の閲覧方法

(1)閲覧所での閲覧

①本庁1階閲覧所 ②大正地域振興局1階閲覧所 ③十和地域振興局1階閲覧所 ④興津出張所閲覧所

(2)町ホームページでの閲覧

4 意見の提出方法

(1)意見箱による投函

(2)郵送の場合(送料はご負担ください)

〒786-0504 高知県高岡郡四万十町十川145番地3 四万十町十和地域振興局 町民生活課 宛

(3)FAXの場合 0880-28-5555

(4)直接提出する場合 役場十和地域振興局町民生活課へお越しください。

(5)電子メールの場合 302000@town.shimanto.lg.jp

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先(電話番号)、どの部分に対するご意見かを記入し、上記のいずれかの方法で提出してください。

(電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください)

！注意事項！

- (1)ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますのであらかじめご承知おきください。
- (2)皆さまからいただいたご意見に対し、個別にお答えできませんので、その旨ご了承お願ひします。
- (3)ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (4)ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

◆お問い合わせ先◆ 十和地域振興局町民生活課 TEL 28-5112